

東浦町地震防災対策会議設置要綱

(設置)

第1条 東浦町の組織及び機能の全てを挙げて地震防災対策に万全の措置を講じ、地震災害に強いまちづくりを推進するため、東浦町地震防災対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事案を協議し、その総合調整を図る。

- (1) 地震対策の推進その他地震対策に係る重要施策に関すること。
 - (2) 地震対策に関する重要な事項で、2以上の部等の調整を要するものに関すること。
 - (3) 地震対策のうち特に町長に報告を要する重要事項に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める重要事項に関すること。
- 2 前項に定めるもののほか、地震対策に関し重要な資料があるときは、次条に規定する委員は、これを対策会議に提出することができる。

(組織)

第3条 対策会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充て、副会長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、対策会議を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長のうち副町長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、対策会議に関係職員を出席させることができる。

(幹事会等)

第6条 対策会議の所掌事務に関する課題について整理検討するため、対策会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は防災会議に関する事務を所掌する課の長を、副幹事長は庁舎管理に関する事務を所掌する課の長（以下「庁舎管理課長」という。）をもって充て、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 5 幹事長は、必要があるときは、幹事会に関係職員を出席させることができる。
- 6 幹事会を補助するため必要があるときは、対策会議にワーキンググループを置くことができる。
- 7 ワーキンググループは、町長が職員のうちから任命する。
- 8 ワーキンググループは、必要に応じて幹事長が招集する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

東浦町部制条例（昭和 56 年東浦町条例第 2 号）第 1 条に規定する部の長及びこれらに相当する者、半田消防署東浦支署長並びに消防団長
--

別表 2（第 6 条関係）

重要施策に関する事務を所掌する課の長、庁舎管理課長、避難行動要支援者に関する事務を所掌する課の長、廃棄物に関する事務を所掌する課の長、道路、橋梁等の維持修繕に関する事務を所掌する課の長、上下水道に関する事務を所掌する課の長、学校及び教育機関等の施設管理に関する事務を所掌する課の長、半田消防署東浦支署長補佐並びに消防副団長
